

平成 24 年 6 月 27 日

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直し(案)に対する意見募集

総務省は、視聴覚障害者向け放送の更なる普及拡大・充実に向けて、視聴覚障害者向け放送普及行政の指針の見直しを行うことを予定しています。

つきましては、平成 24 年 6 月 28 日(木)から同年 7 月 27 日(金)までの間、当該行政指針の見直し(案)に対し、ご意見を広く募集することといたします。

1 経緯

平成20年度から平成29年度までの目標値を定めた、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(平成19年10月30日策定)(以下、「行政指針」という。)については、技術動向等を踏まえて、策定から5年後を目途に見直しを行うこととされています。

総務省においては、平成24年1月から同年4月まで「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会(座長：高橋紘士 国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授)」を開催し、行政指針の見直しについて検討した結果、本年5月23日に報告書の取りまとめを行い公表したところであり、当該報告書の提言を踏まえ、行政指針を見直すことといたします。

2 行政指針見直し(案)の概要

行政指針見直し(案)の概要は、別紙1のとおりです。

3 意見公募要領

(1) 意見募集対象

行政指針見直し(案)(別紙2)

(2) 意見募集期限

平成24年7月27日(金)17時(必着)

※郵送の場合も、平成24年7月27日(金)必着とします。

(3) 意見公募要領の詳細は、別紙3をご覧ください。

なお、本意見募集については、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布いたします。

4 今後の予定

寄せられた意見を踏まえ、今秋を目途に行政指針の見直しを行う予定です。

<連絡先>

総務省情報流通行政局情報通信利用促進課

(担当：土屋課長補佐、高中係長、佐藤主査)

電話：03-5253-5685(直通)

FAX：03-5253-5745

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直し(案)の概要

1 見直しの経緯について

- (1) 平成 20 年度から平成 29 年度までの目標値^(注)を定めた、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(平成 19 年 10 月 30 日策定)(以下、「行政指針」という。)については、技術動向等を踏まえて、策定から 5 年後を目途に見直しを行うこととされている。

(注) 平成 29 年度までの普及目標値

字幕放送 : 対象の放送番組のすべてに字幕付与 (NHK (総合)・在京キー 5 局等)

解説放送 : 対象の放送番組の 10% に解説付与 (NHK (総合)・在京キー 5 局等)

対象の放送番組の 15% に解説付与 (NHK (教育)) 等

- (2) 総務省においては、平成 24 年 1 月から同年 4 月まで「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会(座長:高橋紘士 国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授)」を開催し、行政指針の見直しについて検討した結果、平成 24 年 5 月 23 日に報告書の取りまとめを行い公表したところであり、当該報告書の提言を踏まえ、行政指針を見直すこととする。

2 行政指針の改正点について

(1) 字幕放送

ア NHK、地上系民放及び放送衛星による放送 (NHK の放送を除く) において、大規模災害時等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与することを新たに目標とする。

イ NHK において、災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与することを新たに目標とする。

(2) 解説放送

普及目標の対象番組(権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組)について、明確化を行う。

(3) 手話放送

これまで目標の無かった手話放送について、新たに次の目標を策定する。

ア NHK においては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。

イ 放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送 (NHK の放送を除く)、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。

(4) その他

電気通信役務利用放送法(平成 13 年法律第 85 号)の廃止等に伴う規定の整備を行う。

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直し(案)

※下線は追加部分、取り消し線は削除部分とする。

1 字幕放送(注1)

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHK	7時から24時	字幕付与可能な全ての放送番組(注2)	2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 <u>大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与</u> <u>災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与</u>	教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。
放送大学学園			聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの <u>放送番組に</u> 字幕付与	
地上系民放 放送衛星による放送(NHKの放送を除く)			2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 <u>大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与</u>	県域局については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送 <u>電気通信役務利用放送</u>			当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

注1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

注2 「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組

- ①技術的に字幕を付すことができない放送番組(例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- ②外国語の番組
- ③大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

2 解説放送

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHK	7時から24時	権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組 <u>(注3)</u>	2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	教育放送については、対象の放送番組の15%に解説付与する。
放送大学学園			視覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの <u>放送番組</u> に解説付与	
地上系民放 放送衛星による放送(NHKの放送を除く)			2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	圏域局については、できる限り目標に近づくよう解説付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送 <u>電気通信役務利用放送</u>			当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与	

~~※視聴覚障害者向け放送普及行政の指針策定後は、技術動向等を踏まえて、5年後を目途に見直しを行う。~~

注3 「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組

- ①権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組
- ②2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組
- ③5.1chサラウンド放送番組
- ④主音声に付与する隙間のない放送番組

3 手話放送

NHKにおいては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送（NHKの放送を除く）、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。

意見公募要領

1 意見募集の対象

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直し(案)

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ウェブサイト（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布いたします。

3 意見等の提出方法

意見書（別添様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：housoubarrierfree_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 あて

※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」として表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合には、担当者までお問い合わせください。）

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）郵送する場合

送付先住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 あて

併せて、意見の内容を保存したコンパクトディスク（CD）を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

ア ディスクの種類：追記型のコンパクトディスク（CD-R）または書換型のコンパクトディスク（CD-RW）

イ ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問い合わせ

わせください。)

ウ ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(3) F A Xを利用する場合

F A X 番号 : 03-5253-5745

電話番号 : 03-5253-5685

総務省 情報流通行政局 情報通信利用送信課 へ

※ 担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(4) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) を利用する場合

意見提出フォーム上では、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、上記 (1) の方法により提出してください。

4 提出期限

平成 24 年 7 月 27 日 (金) 17 時 (必着)

郵送による提出の場合も期限内必着とします。なお、電子政府の総合窓口 (e-Gov) を利用する場合、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5 留意事項

- ・ 提出された意見は、募集期間終了後、取りまとめて電子政府の総合窓口 (e-Gov) に掲載するほか、総務省情報流通行政局情報通信利用促進課で配布する予定です。
- ・ ご記入いただいた氏名 (法人等にあつてはその名称)、住所 (所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名 (団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。) 及び意見提出者の属性 (職業又は業種) を公表する場合があります。意見提出者名 (団体名及び団体の代表者名) について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直し(案)に対する意見募集」に関する意見書

平成 年 月 日

(ふりがな) 氏名(注1)	
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属 (注2)	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 法人又は団体の場合に記載すること。

該当箇所	意見

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。